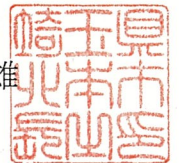


北都建発第172号
令和8年8月19日

北本市下水道事業審議会

会長 横田 清 様

北本市長 三 宮 幸 雄



諮 問 書

北本市執行機関の附属機関に関する条例第2条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

持続可能な北本市公共下水道事業運営のための下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について

2 諮問の趣旨

北本市の下水道事業は、平成29年4月に地方公営企業法の財務規定等の適用による公営企業会計へ移行し、かつ中長期的な計画である北本市公共下水道事業経営戦略の策定により、経営の健全化に向けた取り組みを進めています。

経営の健全化のためには、経費の削減に加えて、下水道使用料収入の確保が欠かせません。これまで、平成16年度、平成21年度及び令和6年度と3回、下水道使用料の改定を行いました。

しかしながら、今後、人口減少に伴う下水道使用料収入が減少するとともに、施設の老朽化に伴う更新費用の増加や、埼玉県が運営しております汚水処理場での汚水処理水量に応じて埼玉県に支払う流域下水道維持管理負担金の単価の上昇など、経営環境は厳しさを増していきます。

このような中で、将来に渡り安定的な下水道サービスを提供するため、持続可能な北本市公共下水道事業運営のための下水道使用料の適正化及び受益者負担の公平性について、貴審議会に意見を求めるものです。